

全国一般福岡地方本部ニュース

発行日

2014年6月1日

14夏季闘争

70分会で前年同額・率以上を引き出す！！

小倉運送分会は時間外ストを通告し 賃上げ・夏季一時金上積み勝ち取る！

今期、夏季一時金を取り巻く情勢は、3月までの消費税アップ前の駆け込み需要の後、極端に景気が冷え込み、中小企業では売り上げ・業績が悪化し、消費善アップ前より商品値段が下落したり燃料代が高騰するなど、4月以降は大変厳しい状況となった。

このようななか、全国一般福岡地本、各支部分会の夏季一時金闘争は、7月28日現在、87分会で具体的回答を引き出しており、そのうち79分会で前年同額、同率以上を引き出すなど、組合員の粘り強い闘いで前進している。

筑後支部では、生徒減など厳しい経営環境の中でも久留米自動車学分会が前年支給率1.75ヶ月を確保、小郡自動車学校分も前年を上回る額で妥結、東和グローブ分会と日本生物製剤分会は前年支給率を上積みし2.1ヶ月（前年2.0ヶ月）で妥結した。

福岡支部では、18分会で前年以上の回答を引き出している。大牟田支部では、厳しい運送業界の中でも、大牟田運送分会は、前年を12,000円上回る305,000円（前年293,000円）を引き出した。

筑豊支部では、西日本カントリー分会が厳しい経営環境の中でも前年同一水準を引き出している。

北九州支部では、小倉運送分会が、4300万円の利益を上げているにもかかわらず賃上げゼロ回答と一時金の前年同額を押しつける会社に対して、7月18日0時から24時の間、時間外ストライキを通告し交渉に臨んだ。時間外ストライキに突入すれば、荷主と配送先に多大な混乱が起きるという重大な局面となる。まさに緊迫した交渉で賃上げ3000円を引き出し、一時金も前年に上積みさせ妥結した。その他、前年に5万円上積みさせ50万円で妥結した江藤運輸分会、前年支給なしを10万円支給させた松光運輸分会、組合自主管理会社として発足した総合園材分会が前年ゼロを1.5ヶ月

月し支給しさせるなど多くの分会で前進した。

しかし、8月に入って多くの分会で最後の大詰め交渉を行っている。

未解決分会は、全国一般闘争指令に基づき、早急に団体交渉を設定して、早急に賃上げ、夏季一時金同時決着を目指して精一杯頑張り抜こう！

福岡地本回答・妥結状況（8月4日現在）

（福岡支部）

西福運送分会	140,000円（前年120,000円）
九州協同食肉分会	基本給2.0ヶ月（前年2.1ヶ月）
園芸連甘木分会	基本給2.0ヶ月（前年2.0ヶ月）
西部ガス設備点検分会	638,750円（前年622,500円）
NHK委託分会	事務費1.32ヶ月（前年1.32ヶ月）
にしけい分会	209,775円（前年205,586円）
三和興産分会	150,000円（前年100,000円）
三和陸運分会	40,000円（前年40,000円）
梅谷コンクリート分会	343,600円（前年333,600円）
川崎工機分会	598,416円（前年583,901円）
福岡いづみ運輸分会	2.35ヶ月（前年415,960円）
福岡環境整備分会	1.95ヶ月（前年1.95ヶ月）
エフケイケイ分会	2.0ヶ月（前年2.1ヶ月）
大和スレート分会	1.4ヶ月（前年1.2ヶ月）
ナガノインテリア分会	0.9ヶ月（前年0.8ヶ月）
朝倉浄水分会	1.5ヶ月（前年1.5ヶ月）
理研農産加工分会	560,000円（前年560,000円）
甘木合同運輸分会	90,300円（前年90,600円）
共働タクシー分会	165,000円（前年165,000円）
久山運送分会	140,000円（前年130,000円）
宝栄運送分会	70,000円（前年60,000円）
ワカスギ分会	90,000円（前年60,000円）
深田運送分会	45,000円（前年45,000円）
ニシヒロ分会	200,000円（前年200,000円）
作販コンクリート分会	337,400円（前年323,200円）
東福岡自動車学校分会	367,276円（前年389,571円）
宗像市公園公社分会	人勧準拠（前年人勧準拠）

（筑後支部）

白谷運輸分会	60,000円（前年55,000円）
柳川合同分会	50,000円+年功（前年50,000円+年功）
筑後大鶴タクシー分会	歩合0.5%~5.5%（前年0.5~5%）
久留米自動車学分会	1.75ヶ月（前年1.75ヶ月）

小郡自動車学校分会	232,900円（前年228,480円）
文化振興会分会	1.9ヶ月（前年1.9ヶ月）
東和グローブ分会	2.1ヶ月（前年2.0ヶ月）
ダン産業分会	250,622円（前年245,496円）
日本生物製剤分会	2.1ヶ月（前年2.0ヶ月）
ゆうかり学園分会	1.9ヶ月（前年1.9ヶ月）
素王福祉分会	1.83ヶ月（前年1.9ヶ月）
久専校分会	1.50ヶ月（前年1.75ヶ月）
チクホー分会	43,000円（前年38,000円）
柳川自動車学校分会	185,924円（前年185,924円）
西日本新聞AG分会	1ヶ月（前年1ヶ月）

（北九州支部）

北九州宇部コンクリート分会	520,000円（前年500,000円）
曾根生コンクリート分会	520,000円（前年510,000円）
小倉コンクリート分会	400,000円（前年370,000円）
森川産業分会	680,628円（前年676,128円）
門司ゴルフ分会	395,000円（前年365,955円）
江藤運輸分会	500,000円（前年450,000円）
エヌエスジーアッセン分会	345,100円（前年284800円）
日豊興産分会	380,000円（前年380,000円）
丸正門司分会	260,000円（前年240,000円）
北九州ミートセンター分会	441,900円（前年439,200円）
松藤商事分会	308,931円（前年308,931円）
サンエストラテック分会	242,520円（前年234,577円）
東筑物流分会	260,000円+解決金（前年260,000円）
野中産業分会	325,840円（前年320,800円）
九州自動車学校分会	342,000円（前年342,000円）
若松鎮西運送分会	135,000+年功1年5,000円（前年同額）
ツバメ運送分会	100,000円（前年26万円+勤続年5千円）
サンキュウTK分会	238,900円（前年226,133円）
松光運輸分会	100,000円（前年支給無し）
小倉運送分会	113,000円（前年108,000円）
大進商運分会	237,926円（前年237,926円）
梅鉢運輸分会	50,000円（前年30,000円）
共和会パート分会	30,000円（前年30,000円）
NHK委託分会	事務費1.32ヶ月（前年1.32ヶ月）
エネルギーネットワーク分会	基準内1.50ヶ月（前年1.50ヶ月）
総合園材分会	基準内賃金1.50ヶ月（前年0円）
九州清掃事業センター分会	基本給1.75ヶ月（前年1.75ヶ月）
九十環境分会	基本給1.72ヶ月（前年1.70ヶ月）
日本管財環境分会	基本給1.20ヶ月（前年1.20ヶ月）
西日本ペーパーリサイクル分会	基本給1.50ヶ月（前年1.50ヶ月）
西日本エアウォーター分会	勤続給+業績給（前年勤続給+業績給）
北九州救護施設分会	人勧準拠（前年人勧準拠）
おかがき病院分会	基本給2ヶ月（前年基本給2ヶ月）
グループホームみどり分会	基本給1.5ヶ月（前年基本給1.5ヶ月）
花乃路分会	基準内1.3ヶ月（前年基準内1.3ヶ月）

(大牟田支部)

大牟田運送分会 305,000円 (前年293,000円)
 大牟田総合整備分会 0.5ヶ月+25,000円 (前年0.5ヶ月+35,000円)
 鹿田タクシー分会 B型賃金
 こだまタクシー分会 B型賃金

(筑豊支部)

西日本カントリー分会 1.0ヶ月 (前年1.0ヶ月)
 社員 144,170円 (前年135,364円)
 キャディー 171,350円 (前年169,667円)
 管理 181,666円 (前年189,700円)
 ハウス 157,858円 (前年148,429円)
 準社員 1万~3万円 (前年1万~3万円)
 パート 615,734円 (前年615,734円)
 清々舎分会 625,621円 (625,621円)
 エコシップ分会 1.9ヶ月 (前年1.9ヶ月)
 中間シルバー人材分会 250,000円 (前年250,000円)
 香栄運輸分会 0.78ヶ月 (前年0.8ヶ月)
 東洋工業分会

安倍内閣の暴挙

憲法違反の集団的自衛権容認を閣議決定

憲法9条の解釈改憲を許すな

安倍内閣は、7月1日、首相官邸で臨時閣議を開き、戦後歴代の政権が憲法上、禁じてきた集団的自衛権の行使を容認するための憲法解釈の変更を決めた。日本国憲法の平和原則に対する、戦後かつてない暴挙である。

安倍首相は、これまで憲法第9条を変えようとしてきたが、それが難しいと判断するや、憲法第96条の発議要件の3分の2を2分の1に変えるというまさに邪道の改正を行おうとした。しかし、これも世論の反発で挫折し、なんと閣議決定で憲法解釈を変更するという手法を使ってきたのだ。

全国一般は、立憲主義・平和主義を否定する、この安部政権の暴挙を強く糾弾する。



(7. 13 吉田党首による北九州地区学習会 社民党吉田党首)

安部政権は 新しく策定した武力行使の3要件を理由に「集団的自衛権は限定的」と強調しているが、国民を明らかにだましている。



(6. 19 憲法改悪反対北九州集会 デモ行進)

はたして、歯止めになるのだろうか。歯止めという以上、政府による自衛隊派遣や武力行使の判断に対する歯止めが必要である。安倍内閣は、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」と二重要件で歯止めがかけられているような記述だが政府見解(想定問答集)では、国家と国民は一体であるとして加重要件ではないと明確に否定している。そうであるならば、「我が国の存立が脅かされる」という判断だけで集団的自衛権が発動されることとなる。では、その政府の判断に対する歯止めはあるのか。「我が国の存立が脅かされる」という判断と、その「明白な危険」が歯止めと思われるが、いずれも曖昧な概念であり、政府の恣意的判断が容易な概念である。さらに、その判断に到った情報が特定秘密保護法で国民や報道機関、国会までも隠されれば歯止めなき海外派兵、武力行使となる。全く歯止めにはなっていない



(7. 5 県民委員会小倉駅前集会でうったえる森本由美組合員)

いのである。そればかりか、安倍首相は、中東のホルムズ海峡に機雷がまかれても「日本経済に相当な打撃になる」と自衛隊の出動の意欲を表明している。また、「日米同盟は死活的に重要。日米同盟で起こりえる事態は要件に当てはまる可能性が高い」と米国の戦争に荷担する可能性が高い旨の発言までしている。

日本は、これまで憲法9条により、戦争を行うことも、他国に対して武力行使を行うことも一切してこなかった。そして、戦後、自衛隊は他国の国民を一人も殺していない。平和憲法があるために、日本は様々な戦争に巻き込まれることはなかったし、多くの国々から信頼されてきたのである。断じて、世界に誇れる憲法を変質させてはならない。

全国一般は、この間、憲法改悪反対北九州集会(6月19日)、戦争を許さない福岡県民委員会主催の北九州市小倉駅前集会(7月5日)、筑豊地区集会(7月26日)、筑後地区集会(7月30日)、社民党吉田党首による北九州地区学習会(7月13日)などに多くの憲法改悪反対の集会等に積極的に参加している。

組合員の皆さん! 戦争へ突き進む集団的自衛権反対に向け、世論喚起と安部政権打倒に向け闘っていきましょう!